

教 育 長  
各課（局・室）長 } 様

板野町長 東 根 弘 幸

## 令和8年度予算編成方針について（通知）

令和8年度予算の編成方針について、下記のとおりとしたので通知します。

### 記

#### I 国政の動向

国は、6月21日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2025」いわゆる「骨太の方針」において、当面の経済財政運営について、米国の関税措置への対応や当面の物価高への対応を始め、経済財政運営に万全を期す。引き続き、経済・物価動向に応じた機動的な政策対応を行っていく。また、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を確実なものとするよう、物価上昇を上回る賃上げを起点として国民の所得と経済全体の生産性を向上させる。地域の中堅・中小企業の最低賃金を含む賃上げの環境整備として、適切な価格転嫁や生産性向上、経営基盤を強化する事業承継・M&Aを後押しするなど、施策を総動員するとしている。

また、令和8年度の予算編成は、地方創生2.0の推進、物価上昇を上回る賃金上昇の普及・定着、官民連携による投資の拡大、防災・減災・国土強靱化、防衛力の抜本的強化を始めとする我が国を取り巻く外交・安全保障環境の変化への対応、外的環境の変化に強い経済構造の構築、少子化対策・こども政策の着実な実施など、重要政策課題に必要な予算措置を講ずることによって、メリハリの効いた予算編成とすることとした。

これを踏まえ、「8月8日に閣議了解された「令和8年度予算の概算要求について」では、歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、予算の中身を大胆に重点化する。要求・要望は賃金や調達価格の上昇を踏まえて行い、予算編成過程において、物価上昇に合わせた公的制度の点検、見直しも踏まえ、経済・物価動向を適切に反映するよう求めている。一方、年金・医療等に係る経費は、予算編成過程で高齢化による増加分に相当する伸びに経済・物価動向等を踏まえた対応に相当する増加分を加算、義務的経費のうち人件費については、人事院勧告を踏まえ予算編成過程で対応することとしている。加えて、政局の不安定要素や揮発油税の暫定税率の動向などの地方への影響も留意する必要がある。

## Ⅱ 予算編成方針

### 1 基本方針

令和8年度当初予算の編成にあたっては、「第六次板野町振興計画」に掲げる6つの方針と「板野町総合戦略」の4つの基本目標を実現させるため、徹底した歳入歳出の見直しによる財源確保を図りつつ、町民の生活に密着した予算編成を行わなければならない。

- ・長引く物価の高騰をはじめ、少子高齢化対策や防災減災対策、公共施設の老朽化への対応など財政需要は年々厳しさを増している。このような中で令和8年度は石井町・神山町と広域で整備している斎場に係る負担金の増加に加えて、吉野川下流域用水事業の完了に伴う負担金により予算規模の大幅な増加が見込まれるため、徹底した既存事業の見直しにより財源を捻出することが求められている。
- ・歳入面においては、町税等の自主財源の増加が見込めない中で、ふるさと納税やネーミングライツなど新たな財源確保に向けたより一層の取り組みが求められている。

各課等においては、これらのことを念頭に経費削減を進める。

以上により、予算編成にあたっての基本方針を以下とする。

#### ①『第六次板野町振興計画』と『板野町総合戦略』の実現

第六次板野町振興計画及び板野町総合戦略との整合を図り、計画等に掲げる事業の実現、目標値の達成に向け、中長期的な視野のもと各施策を展開すること。

#### ②業務改善の推進

新たな行政需要に対応するため、個別具体的に業務改善やスクラップ、外部委託化（アウトソーシング）、DXの推進など、職員各自が創意工夫を凝らしながら徹底して推進すること。

#### ③更なる歳入確保と適切な歳出予算の見積り

町税・使用料等の収納・滞納対策の一層の強化、国・県補助金等の財源確保にも今まで以上に注力し、歳入確保を図ること。

また、令和6年度の決算状況や令和7年度決算見込の状況、事業の執行状況などを踏まえ、過大な不用額が発生しないよう、適切な予算見積りを行うこと。

#### ④課等の組織を超えた総合的な取組

各種事業の中には、他の課等と連携を図った事業展開を行うことで、事業効果や効率性をより高められる場合もあるため、「縦割り」から脱却し積極的に他課等と連携を図るなど、事業効果や効率性を最大限に高めた上で予算要求を行うこと。

## 2 予算編成基準

### ①年間予算としての編成

決算を見据えた予算編成を行うため、令和8年度当初予算は、年間総合予算として編成することとし、年度内に必要な経費は、すべて当初予算に盛り込むこと。

原則として、①制度改正に伴うもの、②国・県の補助内示のあったもの、③災害復旧事業費等緊急を要するもの 以外は、年度途中における予算の補正及び流用は行わない方針であるため、慎重に見積りを行うこと。

なお、国において大幅な制度改正も見込まれることから、制度の創設・改廃等のもとより、国・県の予算編成の動向や地方負担の動向には特に留意すること。

### ②最小の経費による最大の効果

従来から継続する事務・事業については、「本当に行政が行わなければならない事業なのか」という視点から行政としての責任範囲を再度見直し、『民間でできることは民間で』の意識を全職員が徹底することにより「真のゼロベース」の観点から事業の内容及び費用対効果を見直すとともに、類似事業の廃止・縮小に取り組むこと。

新規事業については、その必要性、緊急性、費用対効果や後年度の財政負担などを検討の上、既存の事務・事業の見直しによる財源の振替などによって対処すること。また、事業の内容及び性格によっては、事業の終期を設定すること。

### ③物価高騰への対応

近年の労務単価の上昇、物価高騰下での調達価格の高止まり等、物価高騰に伴う当初予算額への影響について、適切に反映すること。

しかしながら、厳しい財政状況であることを念頭に置き、各課等において既存の事務・事業の見直しや優先順位付けに取り組むなど安易な予算額の増加とならないよう努めること。

職員一人ひとりがコスト意識を持ち、最小経費で最大効果を挙げるべく、簡素で効率的な行財政運営を行うとともに、前例踏襲によることなく創意工夫を凝らしながら、事務執行の改善を図ること。

将来、二重投資とならないよう他課に関連する事務事業については、事前に十分連絡調整を図ること。